

## 議案第38号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する  
規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項本文を次のように改める。

前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第5号及び第6号に係る組織にあっては中学校に限る。）を置くものとする。

第12条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 研修計画の立案その他の研修に関する事項

第13条第1項第5号中「前条第2項第5号」を「前条第2項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「前条第2項第4号」を「前条第2項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任

第14条の2第1項中「を名義人とする」を「の指定するPTAに係る」に改める。

(川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項本文を次のように改める。

前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第7号に係る組織にあっては2以上の

学科を置く学校に限る。)を置くものとする。

第20条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 研修計画の立案その他の研修に関する事項

第21条第1項第6号中「前条第2項第6号」を「前条第2項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「前条第2項第5号」を「前条第2項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「前条第2項第4号」を「前条第2項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任

第22条の2第1項中「を名義人とする」を「の指定するPTAに係る」に改める。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項本文を次のように改める。

前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織（第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第7号に係る組織にあっては2以上の学科を置く学校に限る。)を置くものとする。

第17条第2項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 研修計画の立案その他の研修に関する事項

第18条第1項第9号中「前条第2項第9号」を「前条第2項第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「前条第2項第8号」を「前条第2項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「前条第

2項第7号」を「前条第2項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「前条第2項第6号」を「前条第2項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「前条第2項第5号」を「前条第2項第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「前条第2項第4号」を「前条第2項第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任

第19条の2第1項中「を名義人とする」を「の指定するPTAに係る」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、研修に関する事項を分掌する組織を置くこと、当該組織に研修主任を置くこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年川崎市教育委員会規則第5号</p>	<p>川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年川崎市教育委員会規則第5号</p>
<p>第1条～第11条の2 略 (分掌組織)</p>	<p>第1条～第11条の2 略 (分掌組織)</p>
<p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>	<p>第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>
<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第5号及び第6号に係る組織にあっては中学校に限る。)</u>を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>	<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第4号及び第5号に係る組織にあっては中学校に限る。)</u>ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>
<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項 (2) 学年の教育活動に関する事項 (3) 児童生徒の保健管理に関する事項 (4) <u>研修計画の立案その他の研修に関する事項</u> (5) <u>生徒指導に関する事項</u></p>	<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項 (2) 学年の教育活動に関する事項 (3) 児童生徒の保健管理に関する事項 (4) <u>生徒指導に関する事項</u></p>
<p>(6) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>	<p>(5) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>
<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 (校務の分掌等)</p>	<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 (校務の分掌等)</p>
<p>第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)をもって充てるものとする。</p>	<p>第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)をもって充てるものとする。</p>
<p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任 (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任 (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p>	<p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任 (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任 (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p>

改正後	改正前
(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任	(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任
(5) 前条第2項第5号に係る組織 生徒指導主任	(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任
(6) 前条第2項第6号に係る組織 進路指導主任	(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任
2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第14条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。	2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第14条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。
3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。	3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。
第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。	第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。
2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 (PTA会費の収納等)	2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 (PTA会費の収納等)
第14条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者の指定するPTAに係る口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。	第14条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。
2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。	2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。
以下略	以下略

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第2号</p>	<p>川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第2号</p>
<p>第1条～第19条 略 (分掌組織)</p>	<p>第1条～第19条 略 (分掌組織)</p>
<p>第20条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>	<p>第20条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>
<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第7号に係る組織にあっては2以上の学科を置く学校に限る。)</u>を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>	<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあっては2以上の学科を置く学校に限る。)</u>ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>
<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p>	<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p>
<p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p>	<p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p>
<p>(3) 生徒の保健管理に関する事項</p>	<p>(3) 生徒の保健管理に関する事項</p>
<p>(4) <u>研修計画の立案その他の研修に関する事項</u></p>	<p>(4) <u>生徒指導に関する事項</u></p>
<p>(5) <u>生徒指導に関する事項</u></p>	<p>(5) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>
<p>(6) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>	<p>(6) <u>専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</u></p>
<p>(7) <u>専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</u></p>	<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。</p>
<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。 (校務の分掌等)</p>	<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。 (校務の分掌等)</p>
<p>第21条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)をもって充てるものとする。</p>	<p>第21条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)をもって充てるものとする。</p>
<p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p>	<p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p>
<p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p>	<p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p>
<p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p>	<p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p>



改正後	改正前
(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任	(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任
(5) 前条第2項第5号に係る組織 生徒指導主任	(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任
(6) 前条第2項第6号に係る組織 進路指導主任	(6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任
(7) 前条第2項第7号に係る組織 学科主任	(6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任
2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第22条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。	2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第22条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。
3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。	3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。
第22条 校長は、前条に定める主任及び教科に属する科目又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。	第22条 校長は、前条に定める主任及び教科に属する科目又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。
2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 (PTA会費の収納等)	2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 (PTA会費の収納等)
第22条の2 校長は、PTA(学校に在籍する生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者の指定するPTAに係る口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。	第22条の2 校長は、PTA(学校に在籍する生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。
2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。	2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。
以下略	以下略

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第3号</p>	<p>川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和54年川崎市教育委員会規則第3号</p>
<p>第1条～第16条の2 略 (分掌組織)</p>	<p>第1条～第16条の2 略 (分掌組織)</p>
<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>	<p>第17条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。</p>
<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第7号に係る組織にあっては2以上の学科を置く学校に限る。)</u>を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>	<p>2 <u>前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置く(第2号に係る組織にあっては2以上の学級からなる学年に、第6号に係る組織にあっては2以上の学科を置く学校に限る。)</u>ものとする。ただし、特別の事情があるときは、一部の組織を置かないことができる。</p>
<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p>	<p>(1) 教育計画その他の教務に関する事項</p>
<p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p>	<p>(2) 学年の教育活動に関する事項</p>
<p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p>	<p>(3) 児童等の保健管理に関する事項</p>
<p>(4) <u>研修計画の立案その他の研修に関する事項</u></p>	<p>(4) <u>生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</u></p>
<p>(5) <u>生徒の生活指導その他の生徒指導に関する事項</u></p>	<p>(5) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>
<p>(6) <u>生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項</u></p>	<p>(6) <u>専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</u></p>
<p>(7) <u>専門教育を主とする学科の教育活動に関する事項</u></p>	<p>(7) <u>部の校務に関する事項</u></p>
<p>(8) <u>部の校務に関する事項</u></p>	<p>(8) <u>自立活動に関する事項</u></p>
<p>(9) <u>自立活動に関する事項</u></p>	<p>(9) <u>特別支援教育の地域支援に関する事項</u></p>
<p>(10) <u>特別支援教育の地域支援に関する事項</u></p>	<p>(9) 特別支援教育の地域支援に関する事項</p>
<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 (校務の分掌等)</p>	<p>3 第1項の組織を定める場合には、効率的な学校運営を行うため、当該組織を統合する組織を置くものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 (校務の分掌等)</p>
<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は教諭(保健主任については、養護教</p>	<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は教諭(保健主任については、養護教</p>

改正後	改正前
<p>論を含む。)をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p> <p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p> <p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p> <p>(4) 前条第2項第4号に係る組織 研修主任</p> <p>(5) 前条第2項第5号に係る組織 生徒指導主任</p> <p>(6) 前条第2項第6号に係る組織 進路指導主任</p> <p>(7) 前条第2項第7号に係る組織 学科主任</p> <p>(8) 前条第2項第8号に係る組織 部主任</p> <p>(9) 前条第2項第9号に係る組織 自立活動主任</p> <p>(10) 前条第2項第10号に係る組織 地域支援主任</p>	<p>論を含む。)をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任</p> <p>(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任</p> <p>(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任</p> <p>(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任</p> <p>(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任</p> <p>(6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任</p> <p>(7) 前条第2項第7号に係る組織 部主任</p> <p>(8) 前条第2項第8号に係る組織 自立活動主任</p> <p>(9) 前条第2項第9号に係る組織 地域支援主任</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。</p>
<p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>	<p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>
<p>第19条 校長は、前条に定める主任及び教科の科目又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p>	<p>第19条 校長は、前条に定める主任及び教科の科目又は学級を担当する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。</p>
<p>2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(PTA会費の収納等)</p>	<p>2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(PTA会費の収納等)</p>
<p>第19条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者の指定するPTAに係る口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。</p>	<p>第19条の2 校長は、PTA(学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。)の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務(未納者に対する督促等に関するものを除く。)を処理するものとする。</p>
<p>2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。</p>	<p>2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。</p>
<p>以下略</p>	<p>以下略</p>